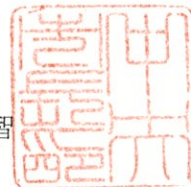


中央農業振興地域整備計画を変更するので、農業振興地域の整備に関する法律(昭和 44 年法律第 58 号)第 13 条第 4 項において準用する同法第 11 条第 1 項の規定により公告し、当該農業振興地域整備計画の案及びその変更理由書を次により縦覧に供する。

令和 7 年 11 月 19 日
中央市長 望 月 智



1 中央農業振興地域整備計画案の縦覧

(1)縦覧場所

中央市役所 産業建設部 産業課 (中央市臼井阿原 301 番地 1)

(2)縦覧期間

自 令和 7 年 11 月 19 日

至 令和 7 年 12 月 19 日

(3)縦覧時間

平日 午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分

2 意見書の提出

中央市の区域内に住所を有する者(市内に事務所を有する法人も含む)及び農用地区域内の土地所有者は、農業振興地域整備計画の案について、令和 7 年 12 月 19 日(縦覧期間満了日)までに、市に対して文書で意見を提出することができる。

尚、提出された意見書については、要旨をとりまとめ、その処理結果を同法第 12 条第 1 項の規定に基づく農業振興地域整備計画書の公告時に併せて公告する。

3 異議の申し出

中央農業振興地域整備計画の案のうち、農用地利用計画に係る農用地区域内にある土地の所有者又は、その土地に関し法律上保護された権利を有する者は、当該農用地利用計画の案に対して異議のあるときは、令和 7 年 12 月 19 日の翌日から起算して 15 日以内に、市にこれを申し出ることができる。

(1)申出場所

上記縦覧場所と同じ

(2)申出期間

自 令和 7 年 12 月 20 日

至 令和 8 年 1 月 5 日

令和 7 年 12 月 20 日の翌日から起算して 15 日後が地方自治法第 4 条の 2 第 2 項に定める休日であるため、同条第 4 項の規定に基づき期限は休日の翌日とする。

(3)申出時間

平日 午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分

4 上記事項に関する問い合わせ先

上記縦覧場所と同じ